

平成24年第6回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成24年6月25日(月)午後2時00分

庁舎分館2階大会議室

2. 委員の現在数

18名

3. 出席委員

1番	大野木 奥 治	3番	根 本 勇
4番	田 口 重 幸	6番	印 南 宏
7番	三 須 清 一	9番	斉 藤 隆
10番	染 谷 智一郎	11番	新 堀 政 夫
13番	渡 辺 陽一郎	14番	渡 邊 光 雄
15番	増 田 忠 夫	17番	須 藤 喜一郎
18番	小 池 良 雄	19番	高 田 勝 禧

4. 欠席委員

2番	茅 野 理	5番	森 正 昭
8番	甲 斐 俊 光	12番	阿 曾 敏 夫

5. 出席事務局職員

局 長	海老原 美 宣
次 長	飯 塚 豊
次長補佐	大 野 祐 信
農地係長	落 合 敦

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について

報告事項

- 報告第1号 (仮称) 我孫子市汚染土壌等の一時保管施設設置に伴う
農産物損失補償検討委員会委員の推薦について
- 報告第2号 農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による
申請書の取下願について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について
- 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第6号 「我孫子市農業委員会会議規則」及び「我孫子市農業委員会
役員会等の運営に関する要領」の改正手続きについて
- 報告第7号 農地違反転用防止対策強化月間の実施について

議長 定刻となりましたので開会いたします。

ただ今から平成 24 年第 6 回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 14 名ですので、委員総数の過半数を超えているため、総会は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を議長から指名させていただきます。

9 番 齊藤 隆委員

10 番 染谷 智一郎委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を指名いたします。

本日の議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をご覧くださいと思います。

本日ご審議いただく案件は、議案第 1 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請」が 2 件です。

申し訳ございません。ここで資料の記入漏れがありましたので追加をお願いいたします。議案書の 1 ページになります。整理番号 1 の 1 の 1 番右から 2 番目になります。家族数・従事者数の上から 2 段目になります。5 という数字の下に 2 を入れていただきたいと思えます。その下は 3、1 となっています。この空白のところへ 2 を入れていただきたいと思えます。これは 2 名の方が従事しているという表記になります。

併せて、申し訳ございません。議案資料 3 ページの 2、世帯従業員の状態、ちょうど中段の一番右になります。従事日数を上から 150 日。〇〇さん 150 日、それから〇〇さん 180 日、それと子供さんについては 0、0、0 とご記入くださいますようお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それと、次は議案第 2 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」の 5 件についての、議案数としては二つについてご審議いただきたいと思えます。

また、報告事項といたしましては、報告第 1 号の「我孫子市汚染土壌等の一時保管施設設置に伴う農産物損失補償検討委員会の委員の選出について」、続いて報告第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 13 条第 1 項の規定による申出書の取下願について」、続いて報告第 3 号及び第 4 号「農地法第 4 条及び第 5 条の規定による転用届出に対する専決処分について」、続いて報告第 5 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」。次は、5 月総会においてご審議いただきました報告第 6 号「会議規則及び役員会等の運営に関する要領の改正手続きについて」、最後になりますが、報告第 7 号「平成 24 年度農地違反転用防止対策強化月間の実施について」の 7 項目について、後ほどご報告させていただきた

いと思います。

以上でございます。

議長 当局からの議案説明については以上で終わりました。

これより議事に入ります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。整理番号1と2については関連がございますので同時に審議します。

議案第1号整理番号1から2までについて、渡辺調査会長より調査結果について報告をお願いします。

渡辺陽一郎調査会長 こんにちは。お疲れさまです。座らせていただいて報告させていただきます。

それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の整理番号1から2までについて」報告いたします。議案書は1ページ、議案資料は1ページから8ページになります。

整理番号1と2の譲受人と譲渡人は同じ人で、先代の頃より隣り合う現在地の耕作をしまいましたが、このたび耕作地と登記上の地番が合うよう同面積の農地を等価交換するものです。

現地を確認してきましたが、いずれも意欲的に営農に取り組んでおり、よって、第2調査会では農地法第3条第2項各号に該当しないため、全員一致をもって許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

意見がないものと認めます。

これより議案第1号「農地法第3条の許可申請について」採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

議案第2号について、渡辺調査会長より調査結果について報告をお願いします。

渡辺陽一郎調査会長 議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」ご報告いたします。議案書は2ページから5ページ、議案資料は9ページから13ページになります。

本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に

対して、農用地利用集積計画（案）の適否について判断を求められています。

申請の権利内容は、新規設定が3件、再設定が2件です。申請地は日秀字四間戸地先の田、他14筆で、申請面積は2万7,028m²でございます。賃借料は、整理番号1が10アール当たり2万円、整理番号2から5が10アール当たりコシヒカリー一等米90kg。

以上のとおり、計画内容は権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よって、第2調査会では、整理番号1から5について全員一致をもって決定すべきものと判断いたしました。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

意見がないものと認めます。

これより議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり決定することにいたしました。

渡辺調査会長は自席にお戻りください。大変ご苦労さまでした。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

報告第1号について役員会の調整結果を私からご報告する前に、事務局より「我孫子市汚染土壌等の一時保管施設の設置に伴う農産物損失補償検討委員会委員の推薦について」概要説明をお願いします。

事務局 皆さん、資料を郵送で配付させていただきました。まず1ページをお開きいただきたいと思います。検討委員会の設置要綱（案）をご覧くださいと思います。

市では汚染土壌等の一時保管施設をクリーンセンターの敷地に設置するために、周辺地域の方々と交渉を進めてまいりました。その中で設置施設からの放射性物質の流出、風評被害等に対する損失補償をどうするのかに対しまして、農産物損失補償検討委員会を立ち上げ、被害の認定、損失補償の対象範囲や金額等に関し、検討することにしました。検討に当たっての具体的内容につきましては、本日配付させていただきました。1枚でありましたよね。これは詳細に整理されているものです。この内容で運用させていく予定と聞いております。今回の依頼概要につきましては、検討委員会の設置に当たり、農業委員会委員の中から4名の委員推薦の依頼を受けましたので、その依頼を受けたということをご報告させていただきます。

以上です。

議長 それでは私から役員会の調整結果を報告いたします。

この案件は役員会の所掌事務に該当するため、調整を行いました。委員の推薦につきましては市長より依頼を受けましたので、役員会で調整を図り、保管施設近隣の委員から阿曾敏夫委員と渡辺陽一郎委員、農業に関する広範囲な視点から高田勝禧委員、冷静な意見をいただくため保管施設より遠い我孫子地区から齋藤隆委員の4名を推薦することにいたしましたので、役員会等の運営要領第7条の規定により報告いたします。なお、本日も欠席の阿曾委員につきましては事前にご説明し、了解をいただいております。

続いて、報告第2号については、三喜商事株式会社からの申し出に対して調整を行っていただきました三須委員、それから渡辺委員を代表して、渡辺委員より報告をお願いします。

渡辺陽一郎調整委員 報告第2号「農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による申出書の取下願について」報告いたします。

平成23年8月8日付けで三喜商事から「農業経営基盤強化促進法第13条の申し出」を受け、調整を行ってまいりました。初めは、前年の農地所有者などの関係改善の調整を進めてきました。関係改善が進まない限りなかなか調整が進まないと判断いたしましたので、これに関して三喜商事へその旨伝えまして、関係改善を進めてくれということをお願いしてまいりまして、その後、平成24年5月22日私たちからの報告を伺う時に申し出の取り下げの意向が示されました。後日取り下げ書が提出されましたので報告させていただきます。具体的取り下げ理由は、原子力発電所の放射性物質放出事故の風評被害を受け、千葉県産と表示することにより売り上げが激減したことによるものです。このため中峠に本社を置きながら、にんにくの芽の生産地を他県に変更する方針で経営していく予定にしているそうです。取り下げの正式書類に関しては会議室後方でご覧になれるように用意しておりますので、もし時間があればご覧ください。

以上です。

議長 調整委員の方には長い間の調整ご苦労さまでした。

続いて、報告第3号からの報告事項について、事務局よりお願いします。

事務局 報告第3号を報告させていただきます。「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、議案書8ページの2件です。転用目的は一般個人住宅の届出になります。

続きまして、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、

議案書 9 ページから 13 ページの 8 件、転用目的はすべて一般個人住宅の届出になります。

以上、4 条、5 条の転用届出につきましては、我孫子市農業委員会事務局処務規程第 7 条の規定に基づき、事務局長先決により全件受理し、通知書を交付させていただきました。

続きまして、報告第 5 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は、議案書 14 ページの 1 件です。こちらは農地法施行規則 68 条の第 1 項の規定による解約通知があったものです。内容につきましては、平成 23 年 5 月に農用地利用集積計画の賃借権を設定しましたが、双方合意の下、平成 24 年 5 月 24 日に解約したものです。この農地につきましては利用集積計画でまた新たな人が契約していく、農地を休ませないで耕作していただけることになっております。

続きまして、報告第 6 号「我孫子市農業委員会会議規則」及び「我孫子市農業委員会等の運営に関する要領」の改正手続きについては、議案書 15 ページです。5 月の総会において承認されました「会議規則及び役員会等の運営要領」の改正手続きにつきましては効力が発効するよう変更手続きを行い、終了しましたので、本日お手元に配付させていただきました。さらに、調査会の名称変更により調査会の編成表、地区担当委員一覧表、役員会編成表及び農業委員会等の日程表も同時に配付させていただいております。

続きまして、報告第 7 号「農地違反転用防止対策強化月間の実施について」は、別紙資料をご覧くださいと思います。ちょっとつづりであるものですね。普段から農業委員会の皆様には担当地区の様子を巡視していただき、違反転用や不法投棄について、用紙ご覧になれますか。このようなやつが一番上ですね。報告第 7 号資料となっております。ありますか。郵送したのもですね。はい。ありますか。はい。大丈夫でしょうか。

事務局 ない方いらっしゃいますか。大丈夫ですか。はい。

事務局 日頃から違反転用や不法投棄について早期発見に努めていただいているところです。今回の概要は、千葉県内において「7 月 1 日から 9 月 30 日までの 3 カ月間を農地違反転用防止対策強化月間」と定め、違反転用や不法投棄の発見件数を報告するものです。これは報告は 10 月に事務局がまとめて報告するということですね。それで、資料 2 ページから 6 ページは「今後の農業委員会のさらなる取り組み」として全国農業会議所がまとめたもので、平成 24 年 5 月 31 日開催の全国農業委員会会長会議において承認されたものです。

3 ページの 5 をご覧ください。よろしいですか。

違反転用に対して地域ぐるみの活動を進めること、及び、発生防止の啓発、早期発見、是正指導の強化を進めていくとなっております。この方針を受け、千葉県では農地課内に警察、職員を配置する人事を行い、連携強化を図るなど、地域ぐるみで農地を適正に利用

していくためのネットワークづくりを進めているところです。そこで、委員の皆様におかれましても今まで以上の巡視をお願いするとともに、地域の情報収集をお願いいたしたいと思えます。具体的には、担当される区域を巡視していただき、今までになかった囲いや盛り土、廃材置き場などを発見されましたら、事務局に報告してください。事務局では場所の特定、所有者の確定、一覧表を作成したいと思えます。なお、ご不明なところがありましたら、事務局まで後ほどご連絡いただければありがたいと思えます。

以上でございます。

議長 以上、報告第1号から第7号まで報告させていただきました。

ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

渡辺委員さん。

渡辺陽一郎委員 最後の農地の違反転用のパトロールの話なんですけども、先日の第2調査会でも、地番というか、地番までは分からなかったんでこの辺りの地区の場所だというふうな説明で終わってしまって、結局面と向かって口頭で説明してもなかなかその地番というのが分からないもんですから、できれば、ある程度地番が分かるような地図、地元、この地番の右上だとか左上だとか、こうある程度分かるようなものがあると報告しやすいんですけど、それについていかがですか。

議長 事務局。

事務局 その地図につきましては事務局、ちょっと相談しましてね、対応。どういう地図を用意しようかとちょっと今、話しているところなんです。本当に用意させていただきたいと思っておりますので、準備でき次第お配りしたいと思います。

議長 そのほかございませんか。ないですか。

意見がないものと認めます。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会第6回総会を閉会いたします。